

古代末期の辺境における徴税単位について :
所謂「在家」成立の一前提として

村川, 幸三郎 / MURAKAWA, Kôzaburô

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

21

(開始ページ / Start Page)

25

(終了ページ / End Page)

43

(発行年 / Year)

1969-03

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010830>

古代末期の辺境における徴税単位について

——所謂「在家」成立の一前提として——

村 川 幸 三 郎

目 次

はじめに

一、地域の名Ⅱ負名

二、郡司と名主

三、寺社領の沙汰人

むすびに

はじめに

わが国の中世の辺境における基礎構造は、畿内・近国の百姓名Ⅱ名主に対して、在家Ⅱ在家農民にもとめられている。このことは周知のことである。しかしながら、現段階における学界は、この基礎構造の差異がどうしておこるのかという問題を必ずしも明らかにしていないし、また、そのことに関連することであるが、在家Ⅱ在家農民そのものについても多くの所論をもったにもかかわらず、その研究には少なからずの「混乱」さえもたらしめている

古代末期の辺境における徴税単位について（村川）

のが現状である。例えば、中世成立期の身分と階級を論じられた小山靖憲氏は、「村落に定着する農民層の増大Ⅱ『住人』の量的拡大によって、畿内・辺境をとわず在家農民が一般化して中世村落が確立する」とされながらも、鎌倉期以降の辺境在家Ⅱ在家農民の展開を別にもとめられているようである。これは一体どのように理解したらよいのであろうか。私がみるかぎりでは、この氏の所論は、右にのべた「混乱」を事実上体現化しているものと思うのである。本論の問題意識は、このような学界の現状を顧みて、すでに発表した在家Ⅱ在家農民についての私見を補うものであるが、直接の問題視角は、何故中世の辺境においては、百姓名Ⅱ名主でなく、在家Ⅱ在家農民が基礎構造となるのかということである。

ところで、右の視角を検討する場合、前もって是非とも明らかにしなければならないことは、古代末期の一般勤労人民の地域的存在形態はどのようなものであったのか、という問題である。い

いかえれば、それは、畿内・近国の一般勤労人民が徴税単位たる名Ⅱ負名の責任者(田堵)として存在していたのに対して、辺境の一般勤労人民の場合ほどのように位置づけられるのか、という問題である。この点については、すでに私は、土地所有Ⅱ保有関係の面より論究して、古代末期の辺境における一般勤労人民は畿内・近国にみる名Ⅱ負名(田堵)になりきれない存在であるとの一定の見通しを得ている。³⁾しかし、この見通しは極めて不十分であり、とくに、どうして彼らは名Ⅱ負名(田堵)になりきれないのかという、いわばその必然の論理の展開に欠いていたのである。したがって、ここでは、土地所有Ⅱ保有関係の面より古代末期の辺境における一般勤労人民を検討するのではなく、その収取制度(慣行)Ⅱ徴税関係を考察する中で、何故彼らが法的Ⅱ公的な名Ⅱ負名(田堵)になり得ていなかったのかを明らかにしたいと思う。

尚、このような問題提起は、畿内・近国で典型的に展開する在家役収取の在家農民(田堵)をもつて在家一般と考える説と全く対立するものであるし、また間接的には竹内理三氏の指摘された一般勤労人民の二元的被支配論が古代末期の辺境において存在し得たかどうかを問うことにもなるであろう。

註

(1) 小山靖憲「日本中世成立期の身分と階級」(『歴史学研究』三二八号)。

(2) 拙稿「辺境『在家』の歴史的性格についての一試論」(『法政史学』一三三号)。同「辺境『在家』の進化について」

〔『日本歴史』一七九号〕。同「辺境『在家』の成立とその性格をめぐる」(『法政史学』一七号)。同「中世後期の諸作人層について」(『歴史学研究』三三二号)。

(3) 拙稿前掲「法政史学」一七号論文。

(4) このような主張は「人間支配不在の在家論」を展開された大山喬平氏(『地頭領主制と在家支配』日本史研究会史料研究部会編『中世社会の基礎構造』所収)の所論に集約的にしめされている。

(5) 竹内理三「荘園制と封建制」(同氏『律令制と貴族政権』Ⅱ所収)。

一、地域の名Ⅱ負名

大隅国の在庁官人であり、禰寝院の本領主でもあり、また大隅国正八幡宮の眞首でもあったところから正八幡宮を領家と仰いだ建部(禰寝)氏については、つとに水上一久氏のすぐれた論考があるが、禰寝院については治暦五年(一〇六九)の次掲する散位藤原頼光なるものの所領配分帳案をもつて初見とする。

謹辭

宛行所領田畠等事

一、頼経宛給

禰寝院内参村、大禰寝、浜田、大始娘、桑東郷田畠者、在坪付抄帳

一、頼利宛給

贈雄郡所領田畠者、在坪付抄帳

一、権大掾頼貞宛給

禰寝院内參村、田代、志夫利、佐多、在坪付抄帳

一、女子宛給

小川院所領田畠者、在坪付抄帳

一、弟頼重宛給

吉田院所領田畠者、在坪付抄帳

一、弟女宛給

桑西郷所領田畠者、在坪付抄帳

右件田畠等、任先祖所領、各所相伝之狀、宛給如件、但可蒙國判、仍注事狀、以解

治暦五年正月廿九日

在判^(裏)「法名仏子寂念」

俗名散位藤原頼光 在判

すなわち、頼光の所領のうち、嫡子頼経および三男頼貞とが、他の所領配分とともに「國判」によって法的に公的に禰寝院を継ぐが、ここに禰寝院領がはじめて史料上に現われるのである。ところで建部氏系の所領とは後者の三男頼貞の継承した禰寝院領（小禰寝¹¹南俣村）にもとめられている。つまり頼貞はその譲渡された所領を子息建部宿禰頼親に譲り、さらに天永三年（一一二二）に頼親が死去すると、権大掾であり、かつ正八幡宮の貫首であった嫡男親助がその所領を継承したが、保安二年（一一二一）にいたると、親助は権大掾であり、かつ御馬檢校であった伯父頼清にその所領を沽渡しているからである。⁽³⁾ところで、右の略伝のうち、親助がその所領を伯父頼清に沽渡したことを承認した保安二年の國司庁宣は⁽⁴⁾

古代末期の辺境における徴税単位について（村川）

庁宣 禰寝院

可令早任府宣旨并公驗理、以権大掾建部頼清、無他妨領掌、禰寝院南俣内田畠事

右、得頼清解狀、令言上於太府之処、今年八月廿九日府宣、同九月九日到來云、件田畠等、依相伝理、國司可致沙汰之狀、所仰如件、國宣知狀、依件行之、事是上宣也者、抑就府宣、重召問本主故頼親嫡男掾親助之処、申云、依負物巨多、相副本公驗、渡与了、此旨去年進解狀又了、早可令頼清領掌也者、且任府宣、且依嫡男掾親助渡文之旨、可令領掌之狀、所仰如件、以宣

保安二年十月十一日

大介中原朝臣（花押）

とある。ここにもみるかぎり、親助が伯父頼清に南俣村の田畠を沽渡した理由とは「依負物巨多」ということであつた。したがつて、この「負物」とは負担物のことであり、一般的には負債という意味に解してよいと思うが、その内容は、同年の親助解狀に「彼頼親存生之時、年々官物旁負物、蒙其實之日、無術計、相副本公驗於新券、沽渡伯父掾頼清」とあるところを見ると、父頼親の時から滞る年々の「官物」と「負物」とをさしていることが理解できる。したがって、解狀にみる「負物」は、庁宣にみる「負物」ではなく、官物に對置される國役（雜公事¹²雜役）をさしているものとみられよう。しかもこの「負物」は、直接國衛に負つたものではなく、正八幡宮に負つたものであつたようである。このことは、親助の妹夫平行道なるものが当該地の妨げをなした折に、留守所神人に宛てた同年の正八幡宮政所下文に「右件村、貫⁽⁶⁾

首親助宿禰先祖相伝私領也、而府御領物并旁負物等、親助其升為方之間、適先祖所領也」とあることによつて理解できることである。つまり正八幡宮政所が当該地の負担物たる「府御領物」と「負物」との収取をめぐつて関与しているからである。勿論、「府御領物」とは、さきの解状にみる「官物」のことであり、国府への負担物をいう。したがつて徴税関係からいえば、ここには「官物」⇨「府御領物」は国衛へ、「負物」⇨雑公事は正八幡宮に負うという関係において公田畠を「相伝の所領」とした在地領主建部親助の存在が理解できるのである。ところで当時の用語では、雑役を負う田を負田・負所、同じく人間を負名といい、負担をだすべき先を負所といったのであるから、この「負物」の負とは負田・負所・負名等の負であつたらう。だとすると、南俣村は本来国衛に提出すべき国役（雑公事⇨雑役）を親助が名⇨負名の責任者として正八幡宮に負つたところの雑役免地であつたといえよう。⁽⁹⁾

このように公田畠を「相伝の所領」とした在地領主建部親助をもつて名⇨負名の責任者⇨徴税単位としてみてくると、親助から南俣村を沽渡された伯父頼清も名⇨負名の責任者として存在したのであろうし、さらにその所領を継承したのも名⇨負名の責任者としての機能を保持していたものとみられよう。このことは頼清の嫡子で「財田得富」という仮名を名乗つた清貞が名⇨負名の責任者として史料上に現われることによつても明らかである。⁽¹⁰⁾また建部氏のような在庁官人級の在地領主のみならず、郡郷司級の在地領主も、基本的には名⇨負名の機能をその署轄の郡郷一円におい

て保持していたものとみられるのである。例えば、薩摩国阿多郡を一元領掌して、古代末期の南九州における叛乱の中心人物となつた阿多郡司平忠景は、保延四年（一一三八）にその私領の一部（牟田上浦壹曲荒地）を観音寺に施入しているが、その折、彼は「領主郡司平忠景」の実名とともに仮名「財（田）久吉」を名乗つていたし、また同国の牛屎院司であつた大秦元光も、院内の田畠山野を「先祖相伝の理に任かせて領知」してきており、その領知内の田地は元光の「名田」、元光の「田地」として支配してきただくである。⁽¹³⁾そして、結局のところ、かかる傾向は

嶋津庄内郡司弁濟使等名田事

飢肥南郷郡司名田

鹿屋院弁濟使名田

真幸院郡司名田

満家院郡司名田

穆佐院郡司名田

南郷弁濟使名田

宮里郡司名田

右件名田等、早可令知行、兼又前掃部頭知行惟澄所領、同可令知行給、者依前右大將殿仰、執達如件

建久九年二月廿二日

嶋津左門尉殿

というように、在庁官人・郡郷司名田の併存的公認によつて体现化されるものである。

以上のようにみてくると、辺境においては在庁官人・郡郷司級

（中原親能）

（信濃）

（北条時政）
平在判率

の在地領主の「相伝の所領」そのものが、一般的に徴税単位としての名Ⅱ負名であり、彼ら自身がその名Ⅱ負名の責任者であったと考えられるのである。

ところで、名Ⅱ負名は徴税単位として成立したものであるというから、国衙から徴税単位とされるかぎり、大規模な土地占有ないし保有者も、中小規模の土地占有ないし保有者も、名Ⅱ負名たるのは当然である。しかしながら、一一世紀の初めには、国衙では個々の勤労人民の掌握ができなくなり、戸籍の作成が終り、人身賦課が田率賦課の形態に移行してきているのであるから、個々の単一の経営体をそのまま掌握するよりも、一定の広がりをもつ耕地（地域）そのものを捉えることができれば、その収奪は容易になることはいうまでもない。実際には、個々の勤労人民の掌握が不可能になりつつあるのであるから、そうした地域的な収奪形態に移行せざるを得ないのである。在庁官人・郡郷司級の在地領主の「相伝の所領」たる名Ⅱ負名とは、まさにその一つの典型的な現われとして理解できる事柄であるといえよう。したがって、私は、古代末期の徴税単位たる名Ⅱ負名の存在形態は、基本的には右の収奪形態の移行過程の中で位置づけられねばならないとみるし、またその展開は班田農民Ⅱ公民の分解の度合ないしはそのあり方に規定されるものであると考える。そして、その展開については巨視的にはば次のように地域的な特徴づけをおこないたい。

すなわち、古代国家Ⅱ王朝貴族階級の中心基地たる畿内・近国の場合は、その生産力の発展と権門寺社の私的土地所有の展開とに規定されて、比較的多くの中小規模の自主自立性の勤労人民の

土地占有ないし保有関係を生みだしていたのであるから、ここでは中小規模の勤労人民自身が名Ⅱ負名の責任者として支配者に直接的に掌握されることが多かったのである。これに対して、辺境の場合は、その生産力の低位性と権門寺社の私的土地所有の未発展とに規定されて、中小規模の自主自立性の勤労人民の土地占有ないし保有関係は相対的に抑制されざるを得なかった。しかも、ここでは、承平・天慶の乱を中心にして、その前後から著しい姿相として展開する反律令国家勢力に典型的に示めされるように、いわゆるアジアの形態に対して一定の独立性を内在的に保持していた伝統的豪族（土着化した下級貴族および土着豪族）、その一族庶子に系譜をもつ階層が存在しており、彼らは、いずれも国家機構の末端に連なりながら、在地領主として比較的早くから周辺の班田農民Ⅱ公民を私的に掌握すると同時に、古代国家Ⅱ王朝貴族階級に奪われていた本来的に個々の勤労的土地所有をとりもどすべき階級闘争を独自にすすめており、その勢力は、すでに古代末期の段階では郡郷（あるいは数郡郷）にわたる大規模なものとなっていた。⁽¹⁵⁾したがって、原則として、辺境にあつては、かかる在地領主自身が経済的にも政治的にも直接に古代国家Ⅱ王朝貴族階級と対応していたのである。つまり、辺境においては、畿内・近国のように中小規模の自主自立性の勤労人民の名Ⅱ負名は原則的にみられず、それにとって代わるものとして在庁官人・郡郷司級の在地領主の「相伝の所領」たる名Ⅱ負名が存在していたのである。

結局、古代末期における徴税単位としての名Ⅱ負名の地域的な

展開の特徴は、畿内・近国では勤勞人民（田堵）の経営体そのものを體現化する田畠の名 $\parallel$ 負名が比較的によく展開するのに対して、辺境の場合は「田畠在家山野河池」を包摂した大規模な在地領主の所領たる地域の名 $\parallel$ 負名がそれに該当していたといえよう。⁽¹⁶⁾以上のように、辺境において徵稅単位としての名 $\parallel$ 負名を考えるのであれば、それは一定の地域を領有・支配した在庁官人・郡郷司級の在地領主の所領そのものをもって論じなければならぬと思うのである。したがって、班田農民 $\parallel$ 公民の經濟的分解という正しい土地所有 $\parallel$ 保有關係の成立の論理とは別に、私は、古代末期の畿内・近国の國衙領の領有形態を負名体制として理解され、その歴史の意味を「農奴制的隸屬關係」とされた戸田芳実氏の論断は、⁽¹⁷⁾辺境における在庁官人・郡郷司級の在地領主——一般勤勞人民の關係において最も顕在化するものと考えるのである。

また、古代末期の辺境において、在庁官人・郡郷司級の在地領主の所領がそのまま法的 $\parallel$ 公的な徵稅単位であり、彼ら自身が地域の名 $\parallel$ 負名の責任者として存在するかぎり、中小規模の一般勤勞人民の経営体は、その地域の名 $\parallel$ 負名のかげにかくれて容易に法的 $\parallel$ 公的な徵稅単位としての名 $\parallel$ 負名（田堵）とはなり得なかったことも想定されるところである。したがって、一般勤勞人民は、在庁官人・郡郷司級の在地領主の支配する領有地内に居住し、再生産をおこなうものであれば、これらの在地領主の有する「個有」の支配原理に包摂されながら支配をうけざるを得なかった存在であることも予断できるところである。したがって、かかる一般勤勞人民が、当面して、在庁官人・郡郷司級の在地領主の

支配を離れて独立するということは、基本的には彼ら在地領主との具體的闘争を経て、自己を法的 $\parallel$ 公的な名 $\parallel$ 負名の責任者としての名主となし、國衙と直接対応することではなければならなかったことも理解できるところである。しかし、辺境においてそのことが可能となるのは、一般勤勞人民の中でも、極めてかぎられた少数の有力農民だけであつたのである。では、次にかかる名主層についての所見をのべてみたい。

註

- (1) 『鹿児島県史』第一卷第四編第三章。
- (2) 治暦五年正月廿九日付 藤原頼光所領配分帳案（平安遺文一〇三三号）。
- (3) 福寝院を建部氏が領知するようになったのはこの頼清からであるといわれている（前掲註（1）参照）。
- (4) 保安二年十月十一日付 大隅国司庁宣（平安遺文一九二四号）。
- (5) 保安二年正月十日付 大隅國權大掾建部親助解（平安遺文一九一六号）。
- (6) 保安二年六月十一日付 大隅国正八幡宮政所下文（平安遺文一九二一号）。
- (7) 竹内理三「莊園制と封建制」（同氏『律令制と貴族政權』Ⅱ所収四二九頁）。村井康彦「雜役免系莊園的特質」（同氏『古代國家解体過程の研究』所収三五六頁）。
- (8) 坂口勉氏（『莊園制下の「領主制」』歴史學研究二四五号）と名主層」安田元久編『初期封建制の研究』所収の論断

は、負名とは一般徴税単位ではなく雑役負担の単位であるとされている。しかし現在の私は、名と負名とを区別し、前者を一般徴税単位とし、後者を雑役負担の単位として判然化することができないので、以下、本文では徴税単位そのものを名Ⅱ負名として用いる。

- (9) 大隅国建久岡田帳によれば、南俣村の田地は正宮領(四〇町歩)としているから、岡田帳の段階まで不輪地化したものであろう。あるいは「官物」Ⅱ「府御領物」という語が用いられていても、保安の段階ですでに不輪地化していたのかもしれない。ここでは一応前者にしたがっておくことにする。尚、大隅国建久岡田帳については諸本の校合をされた五味克夫氏の「大隅国建久岡田帳小考」(『日本歴史』一四二号)は拠っている。

- (10) 久安四年五月九日付 前大隅国掾建部得富田畠讓状(平安遺文二六四六号)。尚、戸田芳実氏(『中世文化形成の前提』同氏『日本領主制成立史の研究』所収三六六頁)によれば、この清貞は、一面では国衙官人であり、在地領主であると同時に、他面では大名田堵として国衙から作田を請負い、それを経営して官物所当を納入する、いわゆる公領における「負名」であったとされている。

- (11) 保延四年十一月十五日付 薩摩国阿多郡司平忠景解案(平安遺文二三九八号)。

- (12) 安元元年八月日付 右近衛府牒(平安遺文三七〇五号)。

- (13) 安元三年四月日付 右近衛府政所下文(平安遺文三七八

古代末期の辺境における徴税単位について(村川)

七号)。

- (14) 建久九年二月廿二日付 源頼朝御教書(島津文書)。尚、この点は、基本的には建久八年(一一九七)の薩摩・大隅・日向三国の国衙によつて作成された建久岡田帳によつても確認できるところである。とくに建久の段階でまだ別名が成立していない南薩摩地方は本文の主張を最もよくしめすものである(工藤敬一「鎮西島津荘の寄郡について」『京大説史会創立五十年記念『国史論集一』所収参照)。

- (15) 尚、アジア的形態に対立する要素の展開過程としての古代の一般論理については、すでに私見(『古代における内在的階級関係をめぐって』『歴史学研究二九〇号』)をのべておいたので参照して頂きたい。

- (16) 以下、私は、畿内・近国の田堵による名Ⅱ負名を田畠の名Ⅱ負名として捉え、それと区別するために、辺境の在地領主の名Ⅱ負名を地域の名Ⅱ負名と呼ぶことにする。尚、ここでいう地域の名Ⅱ負名とは、しばしば歴史用語として用いられる大名田堵のそれと同じであり、またそれは、すでに松岡久人氏(『百姓名の成立とその性格』竹内理三編『日本封建制成立の研究』所収二四四頁)が指摘された地域名や、河音能平氏(『古代末期の在地領主制について』『日本史研究会史料研究部会編『中世社会の基本構造』所収九六頁)のいわれた地域の名としても理解できるものであり、さらには、薩摩国における徴税請負人としての「郡司」「名主」を追求された越野孝氏(『薩摩地方における郡司層

をも参考にできるものである。

(17) 戸田芳実前掲書所収関係論文。

二、郡司と名主

古代末期の辺境においても、その数はあまり多くはなかったけれども、在庁官人・郡郷司級の在地領主の「相伝の所領」たる地域の名主と負名とは別に、本名主とか名主（以下名主に統一する）と呼ばれる比較的大規模な所領を有した徴税単位の責任者が存在していたことはよく知られているところである。このような名主の成立事情については、つとに石母田正氏は、薩摩国建久岡田帳にみる牛屎院の所領状態を検討されながら、そのすぐれた所論を発表されている。⁽¹⁾すなわち氏によれば、岡田帳には所職を兼帯する大規模な郡司（あるいは在庁官人）の領主制と、所職の兼帯がなく、その所領も相対的に小規模な名主の領主制とが存在するが、後者は、前者と全く区別される新しい階層であり、前者との抗争の中で抬頭してきたものであつて、その歴史的意義は正しく評価しなければならぬ、ということであつた。私も、生産関係の理論を基調とする氏のこの指摘には基本的に異論をもつものではない。

しかしながら、その所論の中で、氏が郡司と名主との差異を「名主層の成立と発展の基礎は名田の土地所有にあつて、旧来の郡司のような古代的土領有権とは区別される」（傍点・筆者）として対置されたことには賛同できないものがある。その理由の一つは、古代末期の名主の所領とは、土地所有に保有をめぐる対

国衙関係の徴税関係において、地域の名主と負名たる在庁官人・郡郷司級の在地領主の所領と基本的に異なるものではないということである。⁽²⁾この点は左掲する譲状を検討することによつても明らかになるであらう。

仏子真寂謹辭 譲与字不動丸田畠事、

合田地陸段

在桑東郷一条二里字竹原田陸段者

四至 東限三縣堂 南限三縣堂田大廻
西限大河 北限三縣堂

畠地壹所

在同郷葦上村字古川箇者

四至 東限主丸田 南限主丸田
西限三縣堂 北限三縣堂田

右件田畠等、依為主丸先祖相伝私領、子息不動丸所譲与実也、但致本役公事者、本名留了、雖然為母於不致教養子息者、為母沙汰、可領知之状如件

応保二年四月二日

仏子真寂（花押）

嫡子紀助房（花押）

この史料は、大隅国桑東郷内に「相伝の私領」を有した僧真寂なるものが、その私領の一部たる田六段歩畠一所を子息不動丸に譲与したことをしめすものである。まずここで明らかなことは、この「相伝の私領」とは、主丸（名）と呼ばれる本名であり、その本名主は私領主が真寂であつたことである。建久岡田帳によれば、この本名主丸名には桑東郷内の国領三一町歩の田地のうち五町歩が記載されている。もし応保より建久までこの「相伝の私領」たる田地に変化がなかったものとするれば、古代末期において

国領五町歩の田地を主丸名として請負っていた請負人真寂が存在したことになる。したがって、主丸名の本名主たる真寂とは、国領田五町歩（他に畠地等若干）を請負い、本役 $\parallel$ 官物と公事 $\parallel$ 国役とを国衙に負った一般公田の請負人であったといえよう。つまり、真寂は国領の請負地を「相伝の私領」としている私領主なのである。この内容は、在庁官人・郡郷司級の在地領主の所領（徵税単位たる地域の名 $\parallel$ 負名）とは別個に、国衙に直接掌握されている「別納の名」（「別名」・「別符の名」）の性格と同様に理解できるものである。ところで注意したいのは、この譲状にはその譲与の条件の一つに「但致本役公事者、本名留了」としていることである。これは本名 $\parallel$ 主丸名が譲与によって現実的に分割されても、その負担はあくまでも本名 $\parallel$ 主丸名に一括される性格をもっているということである。⁽⁴⁾このことは、被譲与者たる不動丸が現実的に当該耕地の作手権所有者（「私領主」）として経営に専念するものであっても、彼は法的 $\parallel$ 公的に独立した名 $\parallel$ 負名とはなり得ず、本名 $\parallel$ 本名主を媒介としてしか存在し得なかったということをしめすものである。おそらくこの関係は国衙の承認を得ないかぎり徵税単位としての名の分割がおこなわれ得なかったことを意味するものであろう。つまりこのことは、名主の所領といえども、名主は法的 $\parallel$ 公的な処分を名主として独自におこない得なかったことを逆にしめしているものといえよう。したがって、この史料は前節でみた散位藤原頼光の所領配分が「国判」によっていたことのうらはらはらの関係をしめすものである。ここに在庁官人・郡郷司級の在地領主の所領と名主との所領の性格が、その土地

古代末期の辺境における徵税単位について（村川）

所有 $\parallel$ 保有をめぐる対国衙関係において、基本的に異なるものはなかったことの内容が理解できるのである。

結局、以上のことは、名 $\parallel$ 名主出現の背景となる土地制度というものが、在庁官人・郡郷司級の在地領主の所領を成立・展開させた土地制度と基本的に同じものであることを意味していることをしめしている。⁽⁶⁾石母田氏が指摘されたように、牛屎院司元光との抗争を経て、彼とともに肩をならべて図田帳に記載される名主国吉の出現のもつ歴史の意味というものは、国吉が院司元光の支配を離れて独自の中世的在地領主の一人として成長したところにあるとしても、図田帳そのもののもつ客観的意味は、むしろ再生産された地域の名 $\parallel$ 負名の体制的確認というところにあるといえよう。このように図田帳を評価するかぎり、郡司の領主制といえども、それは中世的土地所有そのものを指向したものとみななければならない。何故ならば、名 $\parallel$ 名主出現の母胎そのものは、在庁官人・郡郷司級の在地領主の所領たる地域の名 $\parallel$ 負名であり、その成立は、原理的には彼らの地域の名 $\parallel$ 負名よりの分出という形態においておこなわれるものにはならないからである。⁽⁷⁾したがって私は、在庁官人・郡郷司級の在地領主の中世的土地所有化というものは、新しい階層としての名主が現われ、彼らがその名主に対応しようとすることによって決定づけられるものではないと考えるのである。むしろ中世的土地所有化というものは、名 $\parallel$ 名主出現とは直接関係のない、非律令的土地制度としての国領 $\parallel$ 「国例」制度の属性たる封建的領有関係そのものの中にあつたといえよう。

さて、郡司と名主の差異を「古代的領有権」と「名田の土地所有」として区別されたことに賛同できない他の理由は、石母田氏がこの両者の性格を区別するために、郡司をもつて、その「多くは古代のこの地方の郡司の系譜を引くもの」とし、事実上古代末期の郡司を古代の「職」の継承者とされていることに對する疑問があるからである。すなわち、かかる点については、氏の郡司の階層性の規定の面から問題をとりあげ、当該地にあつては和名抄に記載された一三郡の郡司以外に院郷において郡司を称した新しい「郡司」がかなりいたことの意味を分析された越野孝氏の指摘⁽⁸⁾もあるように問題を含んでいると考えるし、また越野氏とは別に、辺境における郡郷司の在地領主の性格を国衙との関係から言及した「論点」によつてもそのことはうなずけるものと思うのである。以下、この「論点」を簡単に紹介しながら私見をのべておきたい。

古代末期の東国における郷とは、編戸制の郷ではなく、郡郷司職を有した在地領主がその開発を中心とする主体的活動を展開することによつて成立したものであり、それは和名抄ともほとんど一致していなかった、という事実を指摘された北爪真佐夫氏は、とくに郷司の在地領主を評価して、古代末期の郷とは郷司たる在地領主が「律令国家支配の廃墟の上にみづからの領主制を確立したことを意味する」とされた⁽⁹⁾。これに對して福田豊彦氏は、(一)在地領主の開発には国司の承認が必要であつたこと、(二)開発者となつた在地領主は国益増加の国衙の期待にこたえる必要があつたこと、(三)彼らは律令的「職」の所有者であつたこと等をあげ、「彼

らは旧郡統の支配から離脱しながらもなお郡郷司となつて国衙に直結しており、またこの新しい郡郷司に土着官人の未裔が極めて多いことをみると、律令国家支配が廃墟と化したという見解にはやや疑問を感ずるのである」とされ、むしろ「この時期の郡郷司となつていた辺境の在地領主が、国衙に結集する必然性をもつていた……のであつて、律令的土地制度の原則・官僚的地位の上下による支配関係が、私的要素を加えながらも生き続けた」のであると反論されている⁽¹⁰⁾。確かに、当時の辺境の郷をもつて、在地領主が「律令国家支配の廃墟の上にみづかの領主制を確立した」ものである、とすることにはいい過ぎがあるであらう。とはいへ、彼らをもつて「律令的土地制度の原則・官僚的地位の上下」の中に位置づけることは、いくら「私的要素」という言葉をつけ加えようとも賛同できないものがある。何故ならば、福田氏のような捉え方では、古代末期の国領Ⅱ「国例」制度の形成を実態的にどのようにうけとめ、その中で彼らの「相伝の所領」をどのようにに評価するのかということが不問のままであるからである。私は、前節にしたがつて、在庁官人・郡郷司級の在地領主の「相伝の所領」とは、地域の名Ⅱ負名として理解するし、また非律令的土地制度としての国領Ⅱ「国例」制度によつて保証され恒常化していた富豪層の発展としてみるので、彼らは「国衙に結集する必然性」を有していたにしても、その国衙の機能的実態は、すでに一般勤労人民の掌握方法の非律令的変貌によつてしめされるように、基本的には非律令的な土地制度と「職」の展開の上の規定されるものであるとしたい。したがつて、その規定のもとにおける

郡郷司としての在地領主とは、まさに国領Ⅱ「国例」制度の原則・官僚的地位を背景としつつ、自己の排他的な「相伝の所領」を保有していたものとみられるのである。⁽¹¹⁾

結局、古代末期の辺境における郡郷司（あるいは在庁官人）としての在地領主の有する「職」とその所領との関係は、たんなる古代的領有を保証する「職」という関係ではなく、また「律令的土地制度の原則・官僚的地位の上下」において位置づけられる「職」とその反対給付としての所領という関係にあるものでもなく、基本的には封建的領有関係の中で位置づけられるものである。であれば、石母田氏の表現方法をかりれば、郡郷司（あるいは在庁官人）の所領とは名主が成立する以前に「職」として知行の対象となっていたものであるといえよう。⁽¹²⁾したがって牛屎院司元光の有した郡司職それ自体も、たんなる古代の「職」ではなく、実体としては公権の分有によってできあがった院領支配の機能としての所職であったといえるのである。

古代末期の「職」と所領との関係をこのようにみてくると、その世襲化されつつあった所職をめぐる抗争は、たんに古代以来くりかえされてきた古代の「職」の争奪⁽¹³⁾戦ではなく、封建的領有関係を意味する所職の知行権をうしなうかどうかの争いであったはずである。しかもこのような所職をめぐる抗争は、在庁官人・郡郷司級の在領主の所領たる地域の名Ⅱ負名からの分出を意味する新しい階層としての名主の成立をもたらず一つの重要な契機となっているという事実は等閑視されてはならないのである。またこのような意味での所職をめぐる抗争という社会的背景は、有力な

古代末期の辺境における徴税単位について（村川）

郡郷司（あるいは在庁官人）をして、他の所領に接極的な侵入をもたらず契機にもなるであらう。例えば、牛屎院内に木崎一五町歩の名主として図田帳に記載されている前舍人康友は、おそらく右の結果を意味するものであらう。すなわち、康友は元光と同様に二〇〇町歩以上の所領をもった鹿兒島郡司・弁済使であった如くである。郡司職を古代の「職」とし、その「職」の所有者たる郡司の領有形態を「古代的領有権」によるものであると規定し、名主職を中世の職と前提し、その職の所有者たる名主の領有形態を「名田の土地所有」（中世的土地所有）と規定するのであれば、右の康友は古代の「職」の所有者あるいは古代的領有者であると同時に、中世の職の所有者あるいは中世的土地所有者ということにならう。しかし、おおよそ、そのようなことは論理的にもあり得ないのではなからうか。勿論、石母田氏はこのへんの論理的矛盾については理解されていたのであらう。氏は、この論理的矛盾をさけるために、右の事実をもつて、古代的郡司が私領主としての支配者に転換してきたことをしめすものである、と説明されている。しかし、それだけの説明では充分なる説得とはなり得ないことはいうまでもないであらう。

以上、古代末期の辺境における一つの特徴は、封建的領有形態をしめす「在庁官人・郡郷司級の在地領主との具体的抗争をおこないつつ抬頭してきた少数の有力農民たる名主の成立にあったといえる。ところで、この名主は、在庁官人・郡郷司級の在地領主と、その階層性において全く異なるものであったが、しかし、彼らは、土地所有Ⅱ保有をめぐる対国衙関係Ⅱ徴税関係において基

本的に同じであり、いずれも地域の名Ⅱ負名として承認された存在であった。つまり名主の成立とは、封建的領有形態をしめす存在官人・郡郷司級の在地領主の所領たる地域の名Ⅱ負名からの分出(地域の名Ⅱ負名の再生産)ということと理解できる事柄である。したがって、ここでも、一般勤労人民は田畠の名Ⅱ負名(田堵)として直接国衙から掌握されるということは原則的にあり得なかったとみられよう。

註

- (1) 石母田正「内乱期における薩摩地方の情勢について」(同氏『古代末期政治史序説』下巻所収)。
- (2) このような観点はすでに大山喬平氏(「国衙領における領主制の形成」史林四三ノ一号)によつてしめされている。
- (3) 応保二年四月二日付 僧真寂田畠讓状(平安遺文三二〇七号)。
- (4) 水上二久「本名体制と惣領制」(『日本歴史』一一五号および一一六号)。
- (5) 従来の説では、このような名主が負う負担物未分割の状態を名主側の主体性の面よりのみ強調し、もつてそれを惣領制の形成に結びつける傾向があつた。しかし、それは極めて一面的であり賛同し難いものである。名主の主体性の面よりのみ惣領制の形成過程を説くのではなく、むしろ、逆に法的Ⅱ公的な処分を名主が自己の名Ⅱ負名(所領)に對して独自におこない得なかつたという、いわば国領支配の規制矛盾の展開として惣領制の成立過程を検討する必要があるのではなからうか。
- (6) ここでいう土地制度とは、非律令的土地制度としての国領Ⅱ「国例」制度によつて保証され恒常化したいた富豪層の納税請負制度が、さらに彼ら自身の「郡郷司」化等によつて実体化したものである。
- (7) 名Ⅱ負名の分出を含めた地域の名Ⅱ負名の展開を古代末期の段階でしめた例としては、仁安元年(一一六六)月日付の飛騨国雑物進末注進状(平安遺文三四一〇・三四一一号)にみる郡・郷・村・名等の賦課単位があろう。すなわちそれらの賦課単位は、規模の差はあるにしても、いずれもいくつかの経営体を包摂しつつ、国衙の徴税単位として並列的に掌握されているのである。
- (8) 越野孝「薩摩地方における郡司層と名主層」(安田元久編『初期封建制の研究』所収)。尚、かかる点については、つとに松岡久人氏(「郷司の成立について」歴史学研究二一五号)が郡郷制の変質として問題にされた郡司と郷司の等質化の指摘を基礎にして理解すべきであらう。つまり、平安中期以降の郡司と郷司とは、令制の序列ではなく、各々が独自に直接国衙の預りとして国衙に結びついており、現実的には郡や郷が郡司・郷司たる在地領主の所領化を意味していたことである。
- (9) 北爪真佐夫「十二世紀の東国社会」(『歴史学研究』二七九号)。
- (10) 福田豊彦「東国における『村』・『郷』について」(『歴史

学研究」二八三号)。

- (11) 拙稿「古代末期の『村』と在地領主制」(『法政史学』一九号)。尚、この排他的な「相伝の所領」の土地所有に保有形態について、さしあたつての私見をのべておけば、在地領主の「相伝の所領」とは、封建的領有形態をしめすものであつても、封建的土地所有に保有関係そのものを規定するものではなかつた、ということである。

- (12) このことの意味は、とりもなおさず黒田俊夫氏(『鎌倉時代の国家機構』清水盛光・会田雄次編『封建国家の権力構造』所収七四―五頁)がいわれた公的な地位・権限としての「職」の私的役割のことである。

- (13) 石母田正氏(前掲書所収論文五〇三頁)は、元光の郡司職を構取つた敵人の行動をめぐつて、この抗争は「古代以来どの地方でも繰り返された争いであるかもしれないし、そしが忠景の乱を契機として半世紀の停滞をやぶつてきた点にだけ新しい点があるのかもしれない」とされている。

- (14) 年月不詳 康友所領目録(薩摩旧記雜録前篇卷二)。

三、寺社領の沙汰人

古代末期の辺境における一つの特徴は、在庁官人・郡郷司級の在地領主および新興階層としての名主の所領たる地域の名に負名による徴税単位が展開していたこと、したがつて一般勤労人民の経営体はその地域の名に負名のかげにかくれてしまつて田畠の名に負名(田堵)になり得なかつたということであつた。ところで

古代末期の辺境における徴税単位について(村川)

かかる特徴は、国衙領の在地領主・名主の所領ばかりではなく、寺社領においても原則的に存在していたものと考えられるのである。何故ならば、もし寺社領において地域の名に負名が存在しないものとすれば、そこには一般勤労人民の田畠の名に負名が存在したことになり、中世にいたつて一般勤労人民は在家農民ではなく、直ちに百姓名に名主として顕在化しなければならないからである。しかしながら、辺境においては寺社領の一般勤労人民といえども、彼らは国衙領の在地領主・名主の所領内における一般勤労人民と同様に一三世紀以降在家農民として現われているのである。以下、寺社領において地域の名に負名がどのような形で存在したのかを検討することによって、古代末期の辺境においては徴税単位としての地域の名に負名が国衙領のみならず寺社領においても一般的に実体化していたことの証左にしたいと思う。

薩摩国高城郡に所在した古代末期の五大院は、石清水八幡宮を本家と仰いだ寺院であり、その寺領は高城郡・阿多郡・薩摩郡・入来院・東郷別府等に散在しており、合計九〇町三段歩におよんでいたといふ⁽¹⁾。ところで、この時期の五大院領の管理・経営方式は、某正信なるものを「永代不朽の人」、政所沙汰人として設置し、寺領田畠請作人⁽²⁾に一般勤労人民をして一年毎の有期的請作関係で掌握することであつた。いまここで注目したいのは、一年毎の有期的請作関係で掌握される寺領田畠請作人についてではなく、寺領田畠請作人を一年毎の有期的請作関係で直接掌握する「永代不朽の人」として政所に所属した沙汰人正信についてである。

まず、「永代不朽の人」、政所沙汰人としての某正信についてであるが、彼は、具体的にどのような人物であるか不明だが、慣行的にいっても本家から直接派遣された僧侶ではなく、すでに本論第一節でしめした大隅国の在地領主建部（禰寝）氏が正八幡宮の貫首であつたように、また五味克夫氏が『備忘録抄』所収の「北山文書」とともに紹介された一系図中にある肝付太郎兼俊（伴姓肝付氏を築いた在地領主）が同国の新田八幡宮の沙汰人であつたと考えられるように、おそらく在地に根を張つた在庁官人・郡郷司級の在地領主に属する人物であつたと考えられるのである。であれば、石清水八幡宮Ⅱ五大院は、寺院となんらかの關係をもつていた在地領主某正信を「永代不朽の人」として政所に所屬させ、もつて沙汰人とし、寺領田畠請作人に対応させたことにならう。

次に、沙汰人という語についてであるが、その語原はともかくとして、当時の在地領主が沙汰人として有する沙汰権とは、一般的には上級に対して課役取納義務を負い、下級に対しては支配・徴税権を行使できる権能であつたとみてはば間違いないであらう。例えば、上野介藤原敦基の女を母とし、上野国新田莊（郡）を領有した在地領主源義重は、その所領を近衛家に寄進したらしく、保元二年（一一五七）に近衛基実より「右人依為地主、補任下司職如件、郷莊官等宜承知、依件用之、敢不可違失、故下」との下文を得ているが、「郷莊官等宜承知」とあるところを見ると、義重の下地支配の方式は、郷莊官を通じておこなわれるものであり、郷莊官に対する沙汰権行使による支配であつたものとみられ

る。したがって、ここでは郷莊官が新田莊内における下級の沙汰権行使者として存在し、彼らはその署轄内の一般勤労人民を支配・徴税していたものと思われるのである。だからこそ、義重が仁安三年（一一六八）にその所領の一部たる女塚以下空閑の六郷（後の徳川世良田系の所領となる郷々）を来王御前に譲つた時の内容には、六郷内の「百姓沙汰のものを安堵する」⁽⁶⁾とあり、六郷内の百姓Ⅱ一般勤労人民に対する沙汰権Ⅱ支配・徴税権を安堵Ⅱ譲ることであつた。つまり図式化すれば、義重のもつ沙汰権とは、新田莊内の郷莊官を支配し、彼らから課役取納をおこなうと同時に、近衛家への所進物（上分）納入義務であり、また郷莊官のもつ沙汰権とは、新田莊の郷々内の百姓に対する支配・徴税権であると同時に、義重への所進物上納義務ということになる。したがって、同じ語の沙汰権であっても、義重のもつ沙汰権はいわば上級のものであり、それは郷莊官そのものを管掌Ⅱ規定する内容であるといえる。⁽⁷⁾かかる内容は、下総国印東莊の下司Ⅱ地主であり、莊内の郷司村司を管掌した在地領主平常澄の場合や、薩摩国の伊作・日置北郷・同南郷および小野の三カ所を「一円御莊御領」として島津莊に寄進した在地領主平重澄の場合でも考えられるものである。このようにみえてくると、義重・常澄・重澄等が有した沙汰権や郷莊官・郷司村司等が有した沙汰権とは、沙汰権一般としてみれば、上級に対して課役取納義務を負い、下級に対しては支配・徴税権を行使できる権能であつたといえよう。したがって沙汰人とはそれらの義務および権能を実行する在地の有力者であつたといえる。鎌倉期にいたると、かかる沙汰権を有した

在地の有力量とはいわゆる本領安堵の地頭に体现化されるものとみられよう。⁽¹⁰⁾

以上のようにみてくると、五大院政所の沙汰人正信とは、下地支配権を所有し、年貢所当を徴収しながら寺領田畠請作人を直接掌握する権限をもつと同時に、本家Ⅱ五大院に対して所進物上納義務を負ったところの在庁官人・郡郷司級の在地領主であつたといえよう。したがって、正信は五大院領田畠の一括した請負人としての機能をもった在地領主であるといえるし、またその徴税関係からいえば、彼自身は「地域の名Ⅱ負名」の責任者として存在していたともいえる。

ところで、在地領主（下司Ⅱ地主）——郷莊官・郷司村司という沙汰権のいわば二段階方式による在地支配というものは、在地領主たるもの在地支配が組織的かつ惣領的におこなわれた場合の特徴とみられよう。⁽¹¹⁾これに対して、五大院の場合では、正信は「地域の名Ⅱ負名」の責任者として寺領田畠請作人に対すると同時に、本家Ⅱ五大院に対してもその所進物上納ということで対処するのであるから、これは沙汰権の二段階方式ではなく、一段階方式ともいふべきものである。このように「地域の名Ⅱ負名」の責任者としての沙汰人を設け、彼による在地支配を一段階方式でおこなうということは、結論的にいえば、地域の名Ⅱ負名による徴税制度と、地域の負Ⅱ名の責任者とは全く異なる新しい階層の成長という在地事情との間における矛盾の結果生じた在地支配の方式であつたといえよう。では、このことは具体的にどのように検証できるであろうか。

古代末期の辺境における徴税単位について（村川）

すでに明らかなように五大院領内の寺領田畠請作人は、一年毎の有期的請作関係で掌握されるものであるが、実は、一年毎の有期的請作関係で掌握しなければならなかった理由には「恣に耕作させることは年貢所当遁避のもととなる」という事情があつたのである。この事情は、一見して管理・経営面における寺院側のルーズさの反映ともみられるが、より本質的には、事実上の耕地保有権を獲得しながら年貢所当を遁避するまでに成長してきた寺領田畠請作人が存在したことを意味していよう。したがって下文にいう寺院側の管理・経営の意図は、寺領田畠請作人の事実上の耕地保有権を承認し、もって田畠の名Ⅱ負名の収奪体制をつくるというのではなく、逆にその事実上の耕地保有権を否定することによって年貢所当の収奪を徹底しようとしたものといえよう。このことは明らかに寺院側の反動として認識できる事柄である。さらにこの反動の性格は次にしめす事実によつても理解できるであろう。すなわち、右の管理・経営方式をのべた下文の後段には「就中於入来郡者、有公驗、限、雖為坪々、以往之間、全以不令知沙汰人、過來候条、所不輕罪科也、早任下知旨、可令致沙汰之状、令下知了」とあるが、ここみる「公驗を有した坪々」とは、空閑地等を開墾してできた新開加作に系譜をもつ坪々であり、それはいわゆる治田の内容をもつものであろう。したがって、その開墾者は、当時の用語でいえば地主であり、加地子を徴収するものであれば私領主といわれたものであつた。だとすると、下文は「地主」あるいは「私領主」の私領といえども、それが寺領内に存在するかぎり、寺領の一般営田と同様に政所の沙汰

人たる正信の沙汰をうけよ、とのべていることになる。つまり、このことは寺家四至内の「地主」あるいは「私領主」の私領そのものの存在を否定したことを意味するものである。このように「公驗を有した坪々」といえども、それが寺家四至内に存在するかぎり私領として認めないということは、大隅国の台明寺領の場合でもみられるところである。⁽¹²⁾ところで、かかる寺家四至内の私領の否定ということは、私領主の成長に対して「私領主あるべからず」とする莊園領主の一般理論から導びかれるものであらうし、「私領主あるべからず」と主張する莊園領主の意図が、莊田を直屬地Ⅱ一色田となし、散田Ⅱ地子田經營にしようとするところにあったことはいうまでもない。そして、それは勤勞人民の成長（封建的土地所有Ⅱ保有關係達成方向）を規制する内容であるかぎり、明らかに反動として認識できるところの莊園領主の具体策であった。まさに本家Ⅱ五大院はこの反動の管理・經營をおこなうために在庁官人・郡郷司級の在地領主に属する某正信をもって「地域の名Ⅱ負名」の責任者を体現化する沙汰人となしたのである。また實際としては、沙汰人によるかかる反動の管理・經營方式が可能であったとみられるところに、五大院領内の寺領田畠請作人や「地主」あるいは「私領主」の「弱さ」ともいうべき耕作關係があつたことも否めないのである。しかしながらその「弱さ」なるものは、たんなる彼らの主体的弱さではなく、基本的には辺境的な徵稅單位（地域の名Ⅱ負名）の制度に起因するものであるといえよう。つまり、具体的にはここでも「地域の名Ⅱ負名」の責任者としての沙汰人が存在するため、寺領田畠請作人や

「地主」あるいは「私領主」が有する土地所有Ⅱ保有關係は、畿内・近國的な田畠の名Ⅱ負名あるいはその責任者としての名主Ⅱ田堵として容易に承認され難かつたということである。したがって、この下文は有期的な散田Ⅱ地子田經營をしめす史料であるといつても、その内容は、地域の名Ⅱ負名の存在と全く關係なくおこなわれる畿内・近國の散田Ⅱ地子田經營とは本質的に同一視できないものであり、いわば辺境的な「散田」Ⅱ「地子田經營」をしめすものである、といえよう。そして、このへんの内容にこそ、実は、寺領といえども、隸屬度の強い中世的な一般勤勞人民Ⅱ在家農民を成立させる一つの前提的条件があつたのではなからうか。⁽¹³⁾

ところで、沙汰人正信（徵稅請負人Ⅱ「地域の名Ⅱ負名」の責任者）の管掌によつて、辺境的な「散田」Ⅱ「地子田經營」の展開を要求する寺院側の考えは、はたしてどのへんまで実行されたか不明であるが、しかしその実行が在庁官人・郡郷司級の在地領主としての実体をもつたであらう沙汰人正信によらなければならなかつたということ自体は、年貢所当を遁避するまでに成長してきた寺領田畠請作人や「地主」あるいは「私領主」によつて、寺領經營は一定の危機の段階にまで追いつめられており、その經營の不安定性はおおい難いものであつたことをしめすものである。とみて間違いないのではなからうか。そして、その不安定性とは、結局のところ、寺院は寺家直屬の寺家使を組織して、系統的に寺領田畠請作人や「地主」あるいは「私領主」を掌握できなかった寺院自身の弱さに規定されるものであつたといえる。したがって

本家Ⅱ五大院が有した不安定性とは、むしろ領内支配方式をめぐる固有の矛盾によるものであるから、その克服は組織的かつ惣領的な領内支配の体制を指向しないかぎりのそめ得なかつたであろう。確かに、在地領主たる沙汰人に期待することは、その不安定性に対処する一つの方法である。しかし、そのことは、その不安定性を本質的に解決したことにはならない。何故ならば、古代末期という内乱期にあつては、沙汰人自身が、すでに前節でみてきたような新しい階層Ⅱ名主の抬頭や外部からの横妨によって、何時挫折するかもしれないし、また逆に、沙汰人自身が新しい階層Ⅱ名主を指向した有力農民と結合して、何時反寺家勢力としてその主体的活動を展開するかもしれないからである。すでに規定の紙数は大幅に越えてしまっているので、これらの点については詳論できないが、後者の例としては大隅国の新田八幡宮領の沙汰人兼俊子孫の動向が考えられるし、⁽¹⁶⁾前者の例としては石母田正氏が指摘された薩摩国の伝統的な在地領主伴信房・信明父子のいう山田村地頭職の伝承過程や「名主」国吉の妨けをうけた同国の牛屎院司元光の場合⁽¹⁶⁾によってしめされるであろう。

以上、古代末期の薩摩国に所在する五大院領の管理・経営方式を例にとりながら、当時の寺社領における徴税関係を考察してきたが、結局のところ、辺境にあつては、寺社領においても、国衙領で慣行としておこなわれていた徴税単位的方式（地域の名Ⅱ負名）が、沙汰人の設置という形において原則的に採用されていたということが理解できたと思うのである。したがって、ここでは、寺社領における一般勤労人民といえども、彼らは畿内・近国

古代末期の辺境における徴税単位について（村川）

で展開する田島の名Ⅱ負名（田堵）になりきれない、あるいはそれとは異なる性格を有していたといえる。そして、ここに寺社領にあつても中世的一般勤労人民が隷属度の強い在家農民として顕現化する一つの理由があつたと考えるのである。

註

- (1) 『鹿児島県史』第一巻二一四頁。
- (2) 保延元年十月廿五日付 院主下文（平安遺文二三三二二号）。
- (3) この五大院領の有期の請作関係については、すでは先稿「『辺境』『在家』の成立とその性格をめぐる」法政史学一七号）において若干の検討をしているので参照されたい。
- (4) 五味克夫「島津荘日向方北郷弁済使並びに凶師職について」（『日本歴史』一七〇号）、同氏「救二院と救二郷」（宝月圭吾先生還暦記念会編『日本社会経済史研究』古代中世編所収）。尚、関係史料としては後掲註（15）を参照されたい。
- (5) 保元二年三月八日付 左衛門督家政所下文（平安遺文二八七五号）。
- (6) 仁安三年六月廿日付 源義重讓状（長楽寺所藏文書）。
- (7) 小山靖憲氏（『東国における領主制と村落』史潮九四号）は、在地領主としての義重の財産単位を郷とし、在家は郷の従属的なものであつたとされたが、この指摘は極めて不明確であつて、それは本文のように沙汰権の系列において理解されるべきであろう。
- (8) 年月不詳 下総国印東莊郷司村司交名（平安遺文四七五〇

号)、年月不詳 平常澄解状(平安遺文四七五一号)。

- (9) 文治三年三月三日付 平重澄寄進状案(薩藩旧記雜録前篇卷一)。

- (10) 安田元久『地頭及び地頭領主制の研究』第六章第二節参照。

- (11) 常澄の場合を検討された北爪真佐夫氏(十二世紀の東国社会)歴史学研究(二七九号)は、常澄(下司||地主)と郷司村司との關係を武士団の階級的統合として理解されているが、私もこの点については賛同するものである。

- (12) 応保二年五月十五日付 大隅国台明寺住僧等解(平安遺文三二二〇号)、応保二年十月廿九日付 大宰府政所下文(平安遺文三二三〇号)。

- (13) 五大院領の有期的請作關係をもつて、それを畿内・近国の田堵による経営||散田であつたとする説があるが、この説に對しては、すでに異論をのべておいたので参照されたい(拙稿前掲註(3)論文)。

- (14) このような不安性をかかえた事例は、その社領を千葉氏に蚕食された下総国の香取社領においてもみられるところである(拙稿「古代末期の『村』と在地領主制」法政史学一九号参照)。

- (15) 新田八幡宮文書には永万元年(一一六五)七月日付で三ヶ条からなる檢校法印師下文案(平安遺文三三六四号)なるものがあるが、その中の一条には
一、可早任先例、当国内万得所領田畠等、為宮領、且宛神

事用途、且調進御年貢事、
右如訴状者、前沙汰之人兼俊之子孫、今構事於謀計、被
相語横人、令讓沙汰之由者、事実者、停止彼等沙汰、為
宮領可致沙汰之、
とある。

- (16) 石母田正「内乱期における薩摩地方の情勢について」(同氏『古代末期政治史序説』下巻所収)。

むすびに

古代末期の辺境における国衙領の徵稅單位は、畿内・近国に典型的に展開する百姓名の前提たる田畠の名||負名(田堵)にあつたのではなく、すでに平安初期に成立していた富豪層による納稅請負制度の展開に起源をもつ、在庁官人・郡郷司級の在地領主の所領(郡郷にわたる大規模な所領)そのものを地域の名||負名とすることにあつた。またこの徵稅單位は、たんに国衙領のみならず、寺社領においても沙汰人の設置ということで原則的に存在していたのである。ところでこの時期には、その数はあまり多くはなかつたけれども、一般勤勞人民とは全く異なり、いくつもの経営体を包摂した極めて大規模な所領経営をもつ新しい階層としての名主層が、在庁官人・郡郷司級の在地領主の所領たる地域の名||負名の内部より、その分出||再生産という形で抬頭していた。したがつて、古代末期の辺境における徵稅關係は、基本的には在地領主・名主の所領たる地域の名||負名あるいは沙汰人の「地域の名||負名」によって規定されていたものといえるのである。

いいかえれば班田農民Ⅱ公民に系譜をもつ一般勤労人民の単一の経営体は、在地領主・名主の所領たる地域の名Ⅱ負名あるいは沙汰人の「地域の名Ⅱ負名」のかけにかくれてしまったため、国衙や権門寺社から徴税単位としての名Ⅱ負名（田堵）として直接掌握されるということは原則的であり得なかったということである。したがって、在地領主・名主の所領たる地域の名Ⅱ負名あるいは沙汰人の「地域の名Ⅱ負名」の内部には、彼らの私的隷属民とともに、彼らの支配・収奪をうけ、いまだに名Ⅱ負名（田堵）になり得なかった一般勤労人民の単一の経営体が多く存在していたと考えられるのである。

ところで、右のような古代末期の辺境における事情は、単一の経営体たる一般勤労人民に対して、指向的に、おのずから一定の性格を付与することになる。すなわち「住人」「住人浪人」あるいは「百姓」「平民之百姓」と呼ばれる古代末期の辺境における一般勤労人民は、徴税単位の責任者たる在地領主・名主あるいは沙汰人が所有する私的隷属民の支配原理に規定されながら、中世初期にかけて、彼らに比較的強く保護・隷属する階級Ⅱ在家農民として位置づけられていくものと理解できるのである。時間的には若干のズレがあるとしても、例えば、下総国香取社領関係では、鎌倉初期までの「百姓」が、同中期以降「在家」として現われるようになるが、これは右のことを意味しているものと考えられる。⁽¹⁾⁽²⁾

また、古代末期の辺境に関する諸史料の上に一般勤労人民の経営がほとんどみあたらないのは、たんに史料の数的欠亡からでは

なく、原理的には一般勤労人民が名Ⅱ負名（田堵）になり得なかった右述の事情において承認されることではなからうかと思うのである。⁽³⁾

註

(1) 旧大福宜家文書。

(2) 私は、いわゆる鎌倉幕府法にみる「但於去留者宜任民意也」(貞永式目)という規定は、逆にいって、一つには一般勤

労人民の私的隷属化傾向に対する法的反映であると考えている。

(3) すでに別稿を用意しつつあるが、古代末期の辺境における一般勤労人民が、その経営および収取関係をしめす史料の上に現われるのは、むしろ地域の名Ⅱ負名（あるいは「地域の名Ⅱ負名」）が介在しない特殊な場合であるとみられる。

追記

本稿の一部は一九六七年一二月の歴史学研究会（中世史部会）において報告したものである。